

○宇城市工事等指名競争入札参加資格者指名停止処分要綱〔契約管財課〕

平成17年1月15日

告示第20号

(趣旨)

第1条 この告示は、宇城市が発注する建設工事、調査、測量、設計及び物品調達、賃貸借、役務（以下「市工事等」という。）の請負・委託契約（以下「契約」という。）の適正な履行を確保するため、競争入札参加者の資格を有する者（以下「有資格業者」という。）に指名停止処分に該当する行為があった場合の市の措置について必要な事項を定めるものとする。

(指名停止)

第2条 市長は、有資格者が別表第1及び別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

2 市長は、別表第2第11号に掲げる措置要件を事由として前項の指名停止を行うときは、あらかじめ警察機関の意見を聴くものとする。

3 市長が指名停止を行ったときは、契約担当者（宇城市契約事務取扱規則（平成17年宇城市規則第46号）第2条に規定する契約担当者をいう。以下同じ。）は、市工事等の契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格業者を指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第3条 市長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

3 市長は、前条第1項又は前項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第4条 有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が

1 箇月に満たないときは、1. 5 倍) の期間とする。

(1) 別表第 1 各号又は別表第 2 各号の措置要件に係る指名停止期間の満了後 1 年を経過するまでの間に（指名停止の期間中を含む。）、それぞれ別表第 1 各号又は別表第 2 各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第 2 第 1 号から第 3 号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後 3 年を経過するまでの間に、それぞれ同表第 1 号から第 3 号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前 2 項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の 2 分の 1 の期間まで短縮することができる。

4 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第 1 項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の 2 倍（当該長期の 2 倍が 3 6 箇月を超える場合にあっては、3 6 箇月）の期間まで延長することができる。

5 市長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

6 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該指名停止について責めを負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為等の不正行為に対する指名停止の特例）

第 5 条 市長は、第 2 条第 1 項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 2 2 年法律第 5 4 号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合（前条第 2 項の規定に該当することとなった場合を除く。）には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。

(1) 談合情報を得た場合又は宇城市の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者から当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表第 2 第 2 号又は第 3 号に該当したとき。それぞれ当該各号に定める短期の 2 倍の期間（当該事案について、有資格業者である個人若しくは有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。）又は有資格業者の役員若しくはその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で代表役員等以外のもの（以下「一般役員等」という。）の関与が明らかである場合に限る。）又は 1. 5 倍の期間

(2) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 0 1 号）第 3 条第 4 項に基づく

市長による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第2号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（前号に掲げる場合に該当することとなった場合を除く。）。

それぞれ当該各号に定める短期に1箇月を加算した期間

- (3) 宇城市の職員又は他の公共機関（国、地方公共団体、公社及び公団）の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）又は談合（刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合で、当該職員の容疑に関し、別表第2第3号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（第1号に掲げる場合に該当することとなった場合を除く。）。 それぞれ当該各号に定める短期に1箇月加算した期間

（指名停止の通知）

第6条 市長は、第2条第1項又は第3条の規定により指名停止を行い、第4条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対し遅滞なくそれぞれ様式第1号、様式第2号又は様式第3号により通知するものとする。ただし、市長が通知する必要があると認めるときは、通知を省略することができる。

- 2 市長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が市工事等に関するものであるときは、必要に応じて改善措置の報告を徴するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第7条 契約担当者は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。

（下請等の禁止）

第8条 契約担当者は、指名停止の期間中の有資格業者が市工事等の全部若しくは一部を下請し、若しくは受託し、又は当該工事等の完成保証人となることを承認してはならない。

（指名停止に至らない事由に関する措置）

第9条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

（指名停止委員会の設置）

第10条 市長は、有資格業者の指名停止を審議するため、指名停止委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（委員会の組織）

第11条 委員会は、宇城市入札指名等審査会をもって充て、会の審議、運営等も宇城市入札指名等審査会設置規則（平成17年宇城市規則第54号）に準ずるものとする。

(報告等)

第12条 担当課長等は、有資格業者が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、速やかに様式第4号による報告書をその所属する部長を経由して総務部長に提出するものとする。

2 総務部長は、市長が有資格業者について第2条第1項又は第3条の規定により指名停止を行い、第4条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により指名停止を解除したときは、直ちに、様式第5号により関係機関(市の機関に限る。)の長に通知するものとする。

(庶務)

第13条 委員会の庶務は、総務部契約管財課において処理する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年1月15日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の三角町工事指名競争入札参加資格者指名停止処分要領、不知火町工事指名競争入札参加資格者指名停止処分要綱(昭和54年不知火町訓令第1号)、松橋町工事指名競争入札参加資格者指名停止処分要綱(平成5年松橋町告示第44号)、小川町工事指名競争入札参加資格者指名停止処分要綱(平成6年小川町要綱第3号)若しくは豊野町工事指名競争入札参加資格者指名停止処分要領(昭和60年豊野町告示第25号)又は解散前の松橋不知火下水道組合工事指名競争入札参加資格者指名停止処分要綱(平成9年松橋不知火下水道組合告示第21号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成17年9月27日告示第255号)

この告示は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成26年12月25日告示第135号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成30年5月9日告示第85号)

この告示は、告示の日から施行し、改正後の宇城市工事指名競争入札参加資格者指名停止処分要綱の規定は、平成30年4月1日から適用する。

附 則(令和4年12月28日告示第158号)

この告示は、令和5年1月1日から施行する。

附 則(令和6年3月29日告示第41号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月31日告示第47号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1(第2条、第4条、第5条、第12条関係)

市内において生じた事故等に基づく措置基準

措置要件	期間
(虚偽記載)	
(1) 市工事等の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、市工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上6箇月以内
(過失による粗雑工事)	
(2) 市工事等の履行に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）。	当該認定をした日から1箇月以上6箇月以内
(3) 市内における建設工事、調査、測量及び設計等で、前号に掲げるもの以外のもの（以下「一般工事等」という。）の履行に当たり、過失により工事等を粗雑した場合において、かしが重大であると認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上3箇月以内
(契約違反等)	
(4) 市工事等の履行に当たり、第2号に掲げる場合のほか契約に違反し、市工事等の契約の相手方として不適当であると認められたとき、又は正当な理由がなく契約を締結しないとき。	当該認定をした日から2週間以上4箇月以内
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)	
(5) 市工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上6箇月以内
(6) 一般工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上3箇月以内
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)	
(7) 市工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4箇月以内
(8) 一般工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上2箇月以内

別表第2（第2条、第4条、第5条、第12条関係）

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
------	----

(贈賄)	
(1) 有資格業者である法人の役員若しくは使用人又は有資格業者である個人若しくはその使用人が公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から6箇月以上24箇月以内
(独占禁止法違反行為)	
(2) 独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、市工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から6箇月以上24箇月以内
(競売入札妨害又は談合)	
(3) 有資格業者である法人の役員若しくは使用人又は有資格業者である個人若しくはその使用人が公人等に関し、一般役員等又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（次号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から6箇月以上24箇月以内
(暴力団又は暴力団関係者の利用等)	
(4) 代表役員等、一般役員等、使用人又は有資格業者の経営に事実上参加している者が次のいずれかに該当すると認められるとき。	当該認定をした日から2箇月以上6箇月以内
ア 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用したとき。	
イ 暴力団又は暴力団関係者に対して資金等供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。	
ウ 暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用したとき。	
エ 自ら締結した下請契約若しくは資材納入等の契約に関し暴力団又は暴力団関係者から不当要求若しくは妨害を受けたときに、市に報告、警察への通報及び捜査上必要な協力を怠ったとき。	
(建設業法違反行為)	
(5) 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、市工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内
(6) 市工事等に関し、建設業法の規定に違反し、市工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき	当該認定をした日から2箇月以上9箇月以内

き。	
(不正又は不誠実な行為)	
(7) 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に 関し不正又は不誠実な行為をし、市工事等の契約の相手 方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1 箇月以上9箇月以内
(8) 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役 員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提 起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定により罰 金刑を宣告され、市工事等の契約の相手方として不適当 であると認められるとき。	当該認定をした日から1 箇月以上9箇月以内

様式第1号(第6条関係)

第 号

年 月 日

様

宇城市長



指 名 停 止 通 知 書

この度、貴 様が(の) ① ことは、誠に残念です。よって下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知します。今後は係る事態が生ずることのないよう十分注意してください。②(今後は係る事態が生ずることのないよう十分注意するとともに、今後の改善措置の詳細について報告してください。)

記

1 指名停止の期間 ③

2 指名停止の理由 ④

(注)

- 1 ①には、措置要件に該当する事実を簡明に記載する。
- 2 ②には、第5条第2項の適用がある場合に使用する。
- 3 ③には、指名停止の期間の始期及び終期を記載する。ただし、指名停止の理由が別表第2第1号に該当する場合には、「公訴の提起又は公訴を提起しない処分が行われたことが明らかとなるまで」と記載する。
- 4 ④には、措置要件に該当する事実について、発生日時、場所、概要等を記載する。

様式第2号(第6条関係)

第 号

年 月 日

様

宇城市長



指名停止期間変更通知書

さきに、 年 月 日付け 第 号をもって貴 の指名停止を行った旨を通知しましたが、この度、下記のとおり当該指名停止の期間を変更したので通知します。

記

- 1 従前の指名停止の期間
- 2 変更後の指名停止の期間
- 3 変更の理由

様式第3号(第6条関係)

第 号

年 月 日

様

宇城市長



指 名 停 止 解 除 通 知 書

さきに、 年 月 日付け 第 号をもって貴 の指名停止を行っ
た旨を通知しましたが、この度、当概指名停止を解除したので通知します。

様式第4号(第12条関係)

指名停止処分該当報告書

下記業者は、宇城市工事指名競争入札参加資格者指名停止処分要綱の指名停止の規定に該当すると認められる行為を行いましたので、報告します。

年 月 日

総 務 部 長 様

(経 由)

部

課長(又は出先機関の長) ☐

記

1 請 負 業 者

(1) 住 所

(2) 商 号

(3) 代 表 者 名

2 指名停止の該当項目と事実行為

3 発生(又は指摘)年月日

様式第5号(第12条関係)

宇城市工事入札参加資格有資格者の指名停止措置について

下記業者は、宇城市工事指名競争入札参加資格者指名停止処分要綱の指名停止の規定に該当すると認められる行為を行いましたので、通知します。

年 月 日

総 務 部 長 印

記

1 指名停止を受けた業者

- (1) 商号又は名称：
- (2) 代表者名：
- (3) 所在地：

2 指名停止措置の期間

3 事実の概要

4 指名停止措置の理由

宇城市工事指名競争入札参加資格者指名停止処分要綱第2条第1項に定める別表第 第
号

措 置 要 件	期 間

様式第1号 (第6条関係)
様式第2号 (第6条関係)
様式第3号 (第6条関係)
様式第4号 (第12条関係)
様式第5号 (第12条関係)